

図書購入者各位

今般ご注文頂きました「三段組版 土地改良法令集 令和5年版（令和5年7月発行）」の記載内容に一部追記事項がありますのでお知らせいたします。謹んでお詫び申し上げます。追記の箇所は下記のとおりです。

なお、法令集に添付し利用する場合は、次頁（添付用）をご使用ください。

〈追記の内容について〉

1. 追記の箇所 247 ページ、248 ページ
2. 追記内容

<p>下段、土地改良法施行規則 第 67 条の 40 の 2、第 67 条の 40 の 3</p>	
<p>(一八八条)</p> <p>地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合に、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定</p>	<p>18 構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 第十六項の場合には、第五條第六項及び第七項、第八條第二項及び第三項、第八十七條第五項から第十項まで、第八十七條の二第八項及び第九項並びに第八十七條の三第四項から第六項までの規定を準用する。 この場合において、第五條第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七條の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次條第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同條第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七條の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る</p> <p>(一八八条)</p> <p>第六十七條の三十九 法第八十八條第十八項において準用する法第五條第七項、法第八十七條の二第八項及び法第八十七條の三第四項の場合には、それぞれ第十條、第十五條、第五十九條、第六十一條の五の三並びに第六十五條及び第六十六條の規定を準用する。 第六十七條の四十 法第八十八條第十八項の規定により読み替えられる法第八十七條の二第八項及び第九項並びに法第八十七條の三第六項の農林水産省令で定める事項は、第六十七條の九各号に掲げるものとする。 第六十七條の四十二 法第八十八條第十八項の規定により読み替えられる法第八十七條の三第六項の農林水産省令で定めるときは、第六條の二第二項に規定するものとす</p> <p>2 法第八十八條第十八項の規定により読み替えられる法第八十七條の三第六項の全体構成においては、第六條の二第二項に規定する事項を定めなければならない。 第六十七條の四十三 法第八十八條第十八項の規定により読み替えられる法第八十七條の三九一六七條の四〇 二四七</p> <p>二四八</p>
	<p>赤字追記箇所</p>
	<p>条の三第六項の農林水産省令で定めるときは、第六十七條の十三に規定する場合とする。</p>

(添付用)

構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者

18

第十六項の場合には、第五条第六項及び第七項、第八条第二項及び第三項、第八十七條第五項から第十項まで、第八十七條の二第八項及び第九項並びに第八十七條の三第四項から第六項までの規定を準用する。

この場合において、第五条第六項及び第七項中「含めて第一項の一定の地域を定めるには」とあるのは「新たに変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域とするには」と、第八十七條の二第八項中「第六項の規定による協議」とあるのは「次条第六項の規定による協議又は意見の聴取」と、「当該土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の当該土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、同条第九項中「土地改良事業の計画の概要」とあるのは「変更後の土地改良事業の計画の概要又は廃止する旨、廃止の理由その他農林水産省令で定める事項」と、第八十七條の三第四項中「対し」とあるのは「対し、第一項の規定により行う土地改良事業につき、土地改良事業の施行に係る

(八八条)

第六十七條の三十九 法第八十八條第十八項

において準用する法第五條第七項、法第八條第二項、法第八十七條第五項、法第八十七條の二第八項及び法第八十七條の三第四項の場合には、それぞれ第十條、第十五條、第五十九條、第六十一條の五の三並びに第六十五條及び第六十六條の規定を準用する。

第六十七條の四十 法第八十八條第十八項の

規定により読み替えられる法第八十七條の二第八項及び第九項並びに法第八十七條の三第六項の農林水産省令で定める事項は、第六十七條の九各号に掲げるものとする。

第六十七條の四十の二 法第八十八條第十八

項の規定により読み替えられる法第八十七條の三第六項の農林水産省令で定めるときは、第六條の二第一項に規定するときとする。

2 法第八十八條第十八項の規定により読み

替えられる法第八十七條の三第六項の全体構成においては、第六條の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十七條の四十の三 法第八十八條第十八

項の規定により読み替えられる法第八十七

(六七條の三九―六七條の四〇) 二四七

地域を変更することにより」と、「第一項の規定により行う」とあるのは「その」と、「事業施行地域内農用地とする同項の規定による土地改良事業を行うべき」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とし、又は土地改良事業を廃止すべき」と、「その農地中間管理権を有する農用地」とあるのは「その新たに事業施行地域内農用地とする農用地又はその土地改良事業の廃止に係る事業施行地域内農用地」と、同条第五項中「事業施行地域内農用地とする第一項の規定により行う土地改良事業の計画を定める場合には、第二項及び第三項」とあるのは「新たに事業施行地域内農用地とするために土地改良事業計画を変更し、又はその要請に係る土地改良事業を廃止する場合には、第八十八条第十六項及び第十七項」と、同条第六項中「事業計画概要等」とあるのは「その変更後の土地改良事業の計画の概要（その変更後において二以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業のうちその変更に係る各土地改良事業につき、その変更後の土地改良事業の計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては変更後の全体構成）及び予定

条の三第六項の農林水産省令で定める場合は、第六十七条の十三に規定する場合とする。